

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 27 年 4 月 9 日 内閣府消費者委員会事務局

平成 25 年 1 月 31 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 4 月 7 日の第 25 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、昨日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

- 1. 次の品目は、第25回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX
- 2. 上記品目については、平成27年4月8日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料:平成27年4月8日付けで答申を行った品目

参 考:答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当:錦織・中島・中西

電 話: 03-3507-9945

FAX: 03-3507-9989

(1)平成25年1月31日付消食表第9号により諮問を受けた品目

	TO THE TOTAL PROPERTY OF THE P			
	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	
1	朝食プロバイオティクス ヨーグルト BifiX	グリコ乳業株式会社	B.lactis GCL2505(Bifix)は生きて腸まで届き、おなかで増えるビフィズス菌です。本製品はBifiXを含んでおり、BifiXが腸内で増殖した分、腸内のビフィズス菌が多くなるので、腸内環境を改善し、おなかの調子を整えます。	

^{※「}特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。